

中 島 恒 次 郎 様

基山町長 松 田 一 也

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

まちづくり活動の支援制度につきましては、昨年度末の基山町まちづくり推進審議会からの答申を受け、協働のまちづくり活動の活性化を図る支援策の具体化を図るため、既存の基山町まちづくり基金事業補助金制度を廃止し、基本条例に規定された協働のまちづくりを総合的に支援できる制度へと拡充いたしますが、提案にもありましたように基山町まちづくり推進審議会の役割見直しなども含めPDC Aサイクルでの検証・見直しは今後も行なって参ります。

また、協働のまちづくりを進める上で、「推進プログラム」を具体的に策定し、短期・中期・長期プランを可視化して達成度が確認できるようにするという提案につきましては、毎年作成しております「基山町協働化推進計画」に反映できるよう改善を図って参ります。

2 取扱いの理由

基山町まちづくり推進審議会では、基本条例見直しに向け、町民提案の状況や町民参加の手法の実施状況などの現状の把握と課題の検討、改善方法の検討を重ねて参りました。

その結果として、今回は条例の改正は必要なし、との答申を受けた上で、同答申の中で、基本条例の運用上の提言を頂いており、その提言に沿った改善を図っているため。